

那古野一丁目地区景観協定

良好な景観と住環境のために

保存版

平成30年9月から那古野一丁目地区の良好な景観と住環境を守り育てるため、地域が中心となり、まちづくりに関する話し合いを進めてきました。

令和2年7月には幅広くまちづくり活動を推進するため「那古野一丁目地区景観まちづくり推進委員会」を設立し、令和3年6月、景観協定の締結に至りました。那古野一丁目地区景観協定運営委員会は、推進委員会の支援のもと、地区内の建築等の計画について事前協議を行います。ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 景観協定地区内で次の行為を計画・構想

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、用途の変更、外観の変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕、模様替、色彩の変更
- (3) 広告物の表示（表示内容の変更を含む。）又は掲出物件の設置



景観協定地区

※地図中には景観協定が締結されていない土地も含まれています。

計画変更可能な時期に
事務局へ連絡

事前協議

那古野一丁目地区景観協定運営委員会・景観まちづくり推進委員会による

確認申請・
工事着手等

事務局

那古野一丁目地区景観まちづくり推進委員会 (浅野健)

☎052-242-3262

✉snagono2014@gmail.com

ルール一覧



分類	項目	内容
建築物・工作物	高さ	建築物等の高さは20m以下とする。(高さには塔屋、手すり等を含む)
	用途	次の用途の建築物の建築及びそれらへの用途変更をしてはならない。 <ul style="list-style-type: none"> 床面積300㎡超の〔マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・カラオケボックス〕 床面積500㎡超の〔店舗・飲食店〕 性風俗店 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所
	壁面位置	1・2階の外壁面の位置は、できる限り周辺の建築物とそろえる
	色彩	落ち着いた色彩とする
	素材	1・2階の外壁は自然素材(木・石など)を使用するよう努める
	軒庇・格子	1・2階は軒庇や格子の設置など街並みの統一感に努める
	建築設備	室外機などの建築設備は、道路から目立たないように配慮する
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 車の出入口はできる限り少なくし緑化など修景に努める 機械式駐車場は設置しない。やむを得ず設置する場合は修景する
	自動販売機	落ち着いた色彩や建築物と一体的に設置するなど配慮する
広告物	種類	自家用広告物とする(公共性の高いものは除く)
	規模	掲出は最小限にとどめ、一つの表示面積2㎡以下とする
	色彩	街並みに調和した色彩とする(1㎡以上のものは彩度6以下を基調とする)
	電光表示等	原則、点滅や輝度の変化、音響を伴う広告物は設置しない
	屋上広告	屋上広告は設置しない(下端高さ5m以下のものは除く)
	地上広告	地上広告は高さ4m以下
その他	かんしょ・路地	歴史的な建築物をできる限り保存・活用し、昔ながらのかんしょ(路地空間)の保全や風情漂う景観の演出に努める
	緑化	景観に効果的な緑化に努める
	照明	設置する場合は、住環境に配慮し、落ち着いた夜の夜間景観の創出に努める
	地域活動	地域施設の管理・清掃、防災訓練等、地域活動の参加に努める